戦後の学習指導要領の変遷と
音楽の教科書の変遷に関する一考察
―小学校第一学年の教科書を中心に―

About the transition of "course of study" and textbooks of music for the first grade of elementary school in the postwar periode

大　地　宏　子

Hiroko OCHI

鶴見大学紀要　第47号　第3部　保育・歯科衛生編（平成22年 3 月）別刷

鶴見大学紀要，第47号，第3部，9-22，2010.

戦後の学習指導要領の変遷と音楽の教科書の変遷に関する一考察

−小学校第一学年の教科書を中心に−

About the transition of "course of study" and textbooks of music for the first grade of elementary school in the postwar periode

大地　宏子*
Hiroko OCHI

要　旨

本論では小学校の音楽における学習指導要領の変遷と、それに準拠した教科書の内容の変遷をそれぞれ対照させながら、とりわけ小学校第一学年の教科書に着目しながら、戦後から現在に至る約半世紀にわたる小学校の音楽科教育の変遷について考察を試みた。なかでも注目すべき事柄は、時代が下るにつれ、学習指導要領の指導内容が大幅に削減されたことに伴い、現在の教科書においては読譜力をはじめとする音楽の基礎知識に関わる事項が著しく削除されていることが明らかになった点である。これは一見、「学習量の減少」と見えるが、指導内容のマニュアルを減らす代わりに、各学校や教員たちにその采配を任せることでこれまで以上により柔軟な教育技術が問われるような時代が到来したとも言えよう。このことは、今後の音楽科教育の在りように求められるのは何より、教師自身の多様な音楽実践能力であることを示唆しているように思われる。

はじめに

先日、平成21年度全日本音楽教育研究会全国大会（東京）において、小学校部会の公開授業を参観してきた。「ゆとり教育」の導入によって音楽の授業数も削減されて久しい昨今、いかなる授業が展開され、また子どもたちはどのような姿勢でそれを受講しているのか、いわゆる学校教育の現場を垣間見る絶好のチャンスである。大会では小学校の音楽教諭をはじめ、彼らを養成する大学の教員など全国から多くの視察者が集まる中、各音楽教員が様々なテーマによる音楽の授業を行っていた。もちろん公開授業という性格上、日常のそれとは異なる部分も少なからずあったと思うが、全学年を通して、総じて子どもたちが主体となって参加する授業であったという印象を持った。大枠の指導案は計画されているものの、教師が子どもたちに「教える（知識を与える）」というスタイルはほとんど見られなかったと言ってよかろう。また、子どもたちは机の上に教科書を開き、そこに書かれている課題を順にこなしていくという、かつて筆者が受けた音楽教育の風景も見られなかった。つまり、教科書だけを頼りに教師が主導権を持って授業を進めていくのではなく、子どもたち自らが参加して教師とともに作っていくようなそれが求められているのではないだろうか。そこでは教科書というマニュアルがない代わりに、目の前にいる子どもたちの実態に応じた細やかな授業を展開させる柔軟な教育技術も必要であろう。こうした音楽教育の変化は、おそらく時代の流れに伴う子どもたちの変化に拠るところも大きく、学校教育全体に共通するものと思われる。

こうした学校教育の流れを俯瞰する際に重要な指標の一つは、昭和22(1947) 年より告示された学習指導要領であろう。これはおよそ10年毎に改訂が行われるため、学校教育の変遷を概観する上で欠かすことができない。また、学習指導要領に基づいて作成される教科書の存在も重要である。文部大臣の検定によって発行される教科書は、昭和33(1958) 年に発布された学校教育法施行規則によって、「文部大臣の公示したものを使わなければならない」と定められ、その作成にあたり法的規範力が及ぶことになっているからである[1)]。ところが、この不即不離の関係にある学習指導要領と教科書をそれぞれ対照させた研究は、これまでほとんどなされていない[2)]。

そこで、本論では小学校の音楽[3)] における学習指導要領の変遷と、それに準拠した教科書の内容の変遷をそれぞれ対照させながら、とりわけ小学校第一学年の教科書に着目しながら比較／考察を試み、戦後から現在に至る小学校の音楽教育の歩みの一端を明らかにすることとする。

＊〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学短期大学部保育科
Department of Early Childhood Care and Education, Tsurumi University of Junior College, 2-1-3 Tsurumi, Tsurumi-Ku, Yokohama 230-8501, Japan.

第1章　研究方法と資料収集の方法

本論の作成にあたり、次の五つの観点を調査した。それぞれに使用した資料は以下のとおりである。

1. 小学校「音楽」における学習指導要領の変遷
 ・文科省のホームページ
 ・NICER（教育情報ナショナルセンター）より「過去の学習指導要領」http://www.nicer.go.jp/guideline/old/

文科省のホームページには最新の平成20年度の学習指導要領のみが掲載されているため、それより以前（昭和22年度～平成10年度まで）の指導要領については教育情報ナショナルセンターのウェブサイトより「過去の学習指導要領」を参照した。

2. 教科書が作成される手順と検定ならびに採択の周期
 ・文科省のホームページ
3. 小学校「音楽」の検定教科書発行状況の一覧と使用年度の変遷
 ・永芳弘武・中村紀久二・加藤宗晴編『教科書検定総覧 小学校篇』、小宮山書店発行、1968年
 ・『教科書検定総覧 小学校・中学校篇 続編（昭和45～平成7年度使用）』（平成7年度文部省科学研究費補助）「教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究」研究代表者：中村紀久二、教科書研究センター、1996年
4. 小学校「音楽」の検定教科書発行者と発行部数の占有率
 ・『教科書発行状況一覧 －昭和22年以降－』（平成7年度文部省科学研究費補助）「教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究」研究代表者:中村紀久二、教科書研究センター、1996年
5. 戦後に発行された小学校「音楽」の教科書一覧
 ・財団法人 教科書研究センター附属教科書図書館内の所蔵資料（昭和24年発行以降の小学校「音楽」の第一学年用教科書）

他に、小学校音楽の教科目標に見る学習指導要領の変遷、および教育課程審議会の〈答申〉の内容について、金本正武編著の『改訂 小学校学習指導要領の展開　音楽科編』（明治図書出版、1999年）を参照した。

第2章　学習指導要領と教科書の変遷

2－1：教科書が使用されるまで

現在の教科書制度は、民間の教科書発行者による教科書の著作・編集を基本とする。以下、文部科学省のホームページを参考に、教科書が学校で使用されるまでの経緯を概観してみよう。

①著作・編集

各発行者は学習指導要領や教科用図書検定基準等をもとに図書を作成し、検定申請をする。

②検定

申請された図書は、文部科学省の教科書調査官による調査と文部科学大臣の諮問機関である教科書図書検定調査審議会による審議を経て答申が行われる。答申に基づき、文部科学大臣が検定を行い、この検定を経てはじめて図書は教科書として使用される資格を与えられる。

③採択

教科書としての資格を有した検定済教科書は、通常一科目（種目）につき数種類存在するため（例えば音楽科の場合、2009年現在においては教育芸術社、教育出版、東京書籍の3社による3種）、これらの中から学校で使用する一種類の教科書が決定（採択）される。なお、採択の権限は公立学校については所管の教育委員会に、国・私立学校については校長にある。

④発行及び使用

採択された教科書の需要数は文部科学大臣に報告され、これらの集計結果に基づき、各発行者は教科書を製造し、各学校に供給する。教科書は生徒の手に渡り、使用される。以上の経緯を年度毎に見てみると、図1のようになっている。

このように教科書は、教科書発行者によって編集され、検定／採択の手続きを経て学校生徒に使用されるまで、四年を要することが分かる。すなわち、小・中学校の教科書は原則として4年毎に採択替えされる[4]。しかしながら、学習指導要領が約10年毎に改訂され、その翌年には検定が行われることになっているため、必ずしも4年の周期が順守されているわけではない。また、小学校と中学校の検定は一年ずらすことになっているため、学校種によってさらに複雑な周期になっていることが、表1より分かる。

図1　教科書が使用されるまで

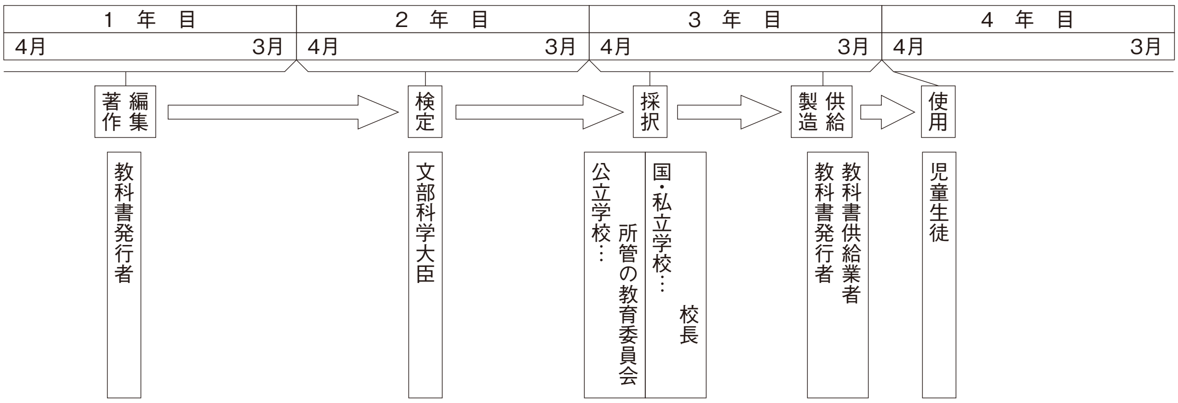

表１ 小・中学校の教科書の検定・採択の周期

			年度（西暦）											
			12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
学校種別等区分	小学校	検定	◎			◎				◎		◎		
		採択		△			△				△		△	
		使用開始	○		○			○	○			○		○
	中学校	検定	◎				◎				◎		◎	
		採択	△	△				△				△		△
		使用開始		○	○				○				○	

◎ 検定年度
△ 前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○ 使用開始年度（小・中学校は原則として４年ごとに採択替え）

2－2：教科書発行の変遷

1）最大17社による教科書の発行

前節で述べた検定／採択を経て教科書がどのように発行されてきたのか、その変遷をまとめたものが、永芳弘武、中村紀久二、加藤宗晴編の『教科書検定総覧 小学校篇』と中村紀久二らの『教科書検定総覧 小学校・中学校篇 続編（昭和45～平成7年度使用）』である（第1章の3.を参照）。両者はすべての教科目において、戦後発行された検定済教科書を発行者ごとにまとめ、それらの発行状況の変遷を示したものである（前者は昭和23年度～43年度まで、その続編としての後者は昭和46年度から平成6年度まで[5)]）。筆者はとりわけ教科書発行の参入の多かった昭和20～30年代における「音楽」の教科書の発行状況について、一年生用のそれに着目し、前者の資料をさらに簡潔にまとめてみた（表2）。

昭和23年（使用年度は24年度～）、戦後初めて教科書を発行したのは二葉図書（昭和26年度より二葉に変更）・日本教育図書・全音楽譜出版・教育出版の四社であったが、翌24年には学校図書、そして昭和25年には教育芸術社をはじめ新たに四社が参入した。また、各発行者は一種類の教科書だけではなく、編纂者などが異なる複数のそれを出版するようになり、以後、発行者と発行される種類は年々増え続け、昭和35年までには最大17社の参入によって、音楽だけで19種類もの教科書があった。なお、表2の期間において学習指導要領が改訂されたのは昭和26年と33年であるため、翌年の検定を受け、新しい指導要領に準拠した教科書の使用がそれぞれ開始される年度、すなわち昭和28年度と36年度にはとりわけ多くの教科書が出版されていたようだ。

現在、文部科学大臣による検定／採択を経て全国に流布している小学校の音楽の教科書は三種類で、発行しているのは教育芸術社と教育出版社と東京書籍の三社であるが、およそ半世紀前にはいかに多くの出版社が教科書の発行に参入し、また様々な種類のそれが存在していたかが分かる。

2）発行者と発行部数の占有率

また、先の中村紀久二らのまとめた『教科書発行状況一覧－昭和22年以降－』（第1章の4.を参照）では、昭和34年から平成8年に至るまで、教科書各種の需要数を年度毎に調査し、どの発行者がどれくらいの教科書を発行していたのか、またそれが全教科書発行部数のどれくらいの割合を占めていたのか（占有率）を明らかにしている（表3）。この表より、昭和30年代から平成8年に至る音楽の教科書の発行者数推移と、各年代における発行部数の占有率についての興味深い事実が読みとれる。

まず、十数社が参入していた昭和30年代を過ぎると、昭和24年当初より発行を続けていた二葉図書が昭和36年に教育出版によって没収された他、日本書籍や学校図書も撤退し（昭和40年と43年）、昭和40年代以降は発行者数が大きく減少している。

次に、発行部数の占有率に注目すると、昭和34年から昭和46年まで首位を守ってきたのは教育出版であったが、昭和49年に教育芸術社に逆転され、その後は教育芸術社が発行部数を大幅に伸ばし続けている。平成8年には全教科書数の7割を占めるなど、現在教育芸術社は小学校と中学校で使用されている教科書の国内トップシェアを誇っている。また、表2の期間に限定してみても教育出版は10種、教育芸術社は12種もの音楽の教科書（改定版を含む）を出版していたことが分かっており、両発行者が共に教科書界において、長い間重要な位置を占めてきたことを表している。

ここで、それらの教科書における著作者にも注目して

表2　小学校音楽科 教科書の発行状況と使用期間（昭和24年～43年）

使用年 / 発行者	昭和24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
日本書籍					音楽の世界	——	——	——	——	——
東京書籍				新しい音楽	——	改訂 新しい音楽	——	——	——	——
									新しい小学音楽	—-—-—
大阪書籍						1年の音楽				
						よいこの音楽	改	——	——	
中教出版			小学校用音楽	——	小学校用音楽 改	——	小学校用音楽 改	——	——	——
春陽堂（春陽堂教育出版）			新しい音楽	改	——	——	——			
					新訂 モノカラー版 新しい音楽	—-—-—	—-—-—			
					新訂 新しい音楽	- - - -	- - - -			
学校図書		私たちの音楽	1,2年生はこの年から	——	改	——	——	——	私たちの音楽	——
					音楽	—-—-—	—-—-—			
							小学校音楽	- - - -	小学校音楽 改	- - - -
二葉図書（二葉）	音楽の本	——	——	音楽の本 改	音楽の本 改	——	——	——	——	——
								新版 小学音楽の本	—-—-—	—-—-—
日本教育図書	楽しい音楽	——								
全音楽譜出版	小学音楽	——	——	小学音楽	——	——	1年生の音楽	- - - -		
				音楽小学1年	—-—-—	—-—-—	—-—-—	—-—-—		
教育出版	音楽の世界へ	1年生はこの年から	改	改						
				小学生の音楽	—-—-—	—-—-—	—-—-—			
					改訂 小学生の音楽	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
							標準 小学生の音楽	——	——	——
教育芸術社			1年生の音楽	1年生の音楽 改	1年生の音楽	——	——	——	——	——
				1年生の音楽	1年生の音楽	1年生の音楽	—-—-—	—-—-—	—-—-—	—-—-—
								音楽	音楽 改	- - - -
										音楽
国民図書刊行会			楽しい音楽	楽しい音楽 改	——					
大日本雄弁会講談社（講談社）							小学の音楽	——		
広島図書			1年の音楽	1年の音楽 改	改訂版 1年の音楽					
新興楽譜出版社				小学生の音楽	——	——	——			
音楽之友社				音楽小学1年生	音楽小学1年生 改	——	——	——	新訂 小学生の音楽	——
								改訂 新版音楽小学1年生	—-—-—	—-—-—
音楽教育図書										

みたい。前述の中村らによる『教科書検定総覧 小学校篇』では、教科書の発行の変遷とともに、それぞれの教科書の監修者、及び編著者も併記されている。例えば教育出版においては、昭和24年に発行された最初の教科書『音楽の世界へ』（第一学年のみ翌25年発行）を除き、表2の期間に発行された教科書のうち7種類の監修／編纂に池内友次郎の名前があり、その後も彼は昭和60年までのおよそ33年間、教育出版の教科書編纂に携わっていたことが分かった。言うまでもないが、作曲家の池之内友次郎は東京藝術大学作曲家教授として門下から多数の作曲家を輩出するなど、戦後日本における音楽界の重鎮である。その彼がプロの音楽家を養成する一方で、学童に向けた教科書の編纂に

34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
		小学音楽							
		新しい音楽				新編 新しい音楽			
音楽									
		小学校音楽				小学校音楽 改			
		音楽							
音楽		小学音楽							
総合小学生の音楽									
		標準 小学生の音楽				新版 標準音楽			新訂 標準音楽
			音楽						
			小学音楽						
		1年生の音楽							
						1年生の音楽			1年生の音楽
改訂版 小学生の音楽		総合 小学生の音楽				音楽			新訂 音楽
		系統 新しい音楽							
		統合版 新しい音楽				統合版 新しい音楽			統合 新しい音楽

も関わっていたのは興味深い。

一方、教育芸術社の方に目を向けてみると、表2の期間における12種の教科書すべてに市川都志春の名前が見られる。というのも昭和23（1948）年に教育芸術社を起こしたのが市川自身であり、彼は作曲活動の他に音楽教科書の著述や編集を数多く務め音楽教育に力をそそいでいた。

2－3：学習指導要領の変遷

学習指導要領の変遷については、金本正武編著の『改訂小学校学習指導要領の展開　音楽科編』（明治図書出版、1999年）などの学術書籍をはじめ、教員採用試験のための虎の巻の類でも散見されるが、ここでは小学校「音楽」の第一学年に焦点を当てて考察してみたい。

表3 小学校音楽
教科書発行者の発行部数と占有率

上段　発行者と占有率（％）。下段　発行種類数（丸数字）と部数（単位千）。6・7位は部数（千）。※は不明のもの。

	種類数 需要数	1　位	2　位	3　位	4　位	5　位	6・7位
昭34	8社⑲ ※	教出 ③ 6,760	二葉 ③ 1,920	教芸 ④ 1,770	友社 ② 820	学図 ③ 380	東書② 360 日書 ※
36	8社⑩ 12,291	教出 45.5 5,592	教芸 22.5 2,771	友社 12.4 ② 1,524	音教 8.4 1,037	二葉 5.0 ② 618	東書 319 学図 249
38	7社⑩ 10,305	教出 47.3 ③ 4,873	教芸 24.5 2,527	友社 13.4 ② 1,382	音教 9.6 994	東書 2.7 273	学図 199 日書 58
40	7社⑧ 10,117	教出 40.7 4,117	教芸 28.1 ② 2,847	音教 17.3 1,775	友社 13.2 1,339	東書 0.3 ② 30	学図 30 日書 0.1
42	6社⑥ 9,648	教出 45.8 4,421	教芸 22.9 2,207	音教 17.0 1,644	友社 13.6 1,316	学図 0.3 30	東書 30 211
44	6社⑥ 9,189	教出 41.5 3,814	教芸 28.8 2,650	友社 17.1 1,568	音教 12.5 1,147	学図 − 5	東書 4
46	5社⑤ 9,947	教出 33.9 3,373	教芸 33.8 3,366	友社 19.2 1,906	音教 11.9 1,185	東書 1.2 116	
49	5社⑤ 10,463	教芸 43.7 4,571	教出 24.4 2,557	友社 22.4 2,346	音教 8.2 859	東書 1.3 131	
52	5社⑤ 11,245	教芸 44.2 4,969	教出 29.0 3,259	友社 21.6 2,432	音教 4.3 485	東書 0.9 101	
55	4社④ 12,279	教芸 52.2 6,415	教出 28.1 3,450	友社 16.9 2,076	東書 2.8 338		
58	4社④ 12,079	教芸 52.5 6,340	教出 27.4 3,313	友社 16.9 2,040	東書 3.2 386		
61	4社④ 11,061	教芸 56.9 6,290	教出 26.2 2,896	友社 13.7 1,552	東書 3.2 353		
平1	4社④ 9,976	教芸 59.3 5,916	教出 26.0 2,594	友社 11.0 1,096	東書 3.7 370		
4	4社④ 9,312	教芸 63.3 5,893	教出 25.2 2,351	友社 9.2 854	東書 2.3 214		
8	3社③ 8,411	教芸 70.3 5,935	教出 23.6 1,992	東書 6.1 512			

戦後初めて告示された昭和22年から最新の平成20年までに7回改訂された学習指導要領の中から、とりわけ第一学年における「目標」と、その「内容と指導」の部分を表4にまとめてみた。「目標」についてはほぼ成文どおり表記しているが、「内容と指導」については第一学年の音楽指導における具体的な内容やその指導法の要点を挙げ、さらに小学校の第一学年から第六学年の全学年を通して特筆すべき事柄や改訂された点についても併記した（表中ではイタリック体で示している）。

まず一見して分かることは、時代が下るにつれ教科目標が著しく減少していることだ。特に「ゆとり教育」が導入された昭和52年度以降は、学習指導要領自体もスリム化され、項目ごとに見られる表記の方法も具体的な表現から抽象なそれへと変化している。ちなみに、昭和22年度の学習指導要領は、音楽編の第一学年だけでもA4サイズ（裏表）にしておよそ18枚分もの内容であるのに対して、最新の平成20年度のそれは1枚分に収まっている。

次に、具体的な内容についても明らかな変遷が見てとれよう。すなわち、「目標」、及び「内容・指導」ともに、昭和52年度を境にして明白な違いが見られる。とりわけ目を引くのは、昭和20〜30年代においては、五線譜に基づいた読譜能力、また正確な音程感覚やリズム感など、楽典（＝ヨーロッパ音楽の音組織）の知識や音楽演奏の基礎技能を厳格に教育することに力点が置かれていたと見られるが、52年度以降ではそれらの文字は一切消え、専ら「音楽に対する興味・関心を持つこと」と、「音楽表現の楽しさを感得すること」を前面に出すようになっている点である。また、「内容・指導」においても、扱う内容は軒並み「削

表4　学習指導要領の変遷（第一学年の「目標」と「内容と指導」）

	第一学年の目標	第一学年の内容・指導、その他特記事項
昭和22年度	歌唱教育 1．音楽の喜びを味わうことを主眼とし、音楽を通して気持を開放するとともに、これを心の糧とする。2．リズム教育を主とし、音楽の律動的秩序を感覚的、運動的にとらえさせる。3．音程の正しい感得を行わせる。4．しいて一学級全体が整然と統一的に歌唱することを強制せず、多少の自己中心的傾向を許容し、各自が各自として音楽の喜びを十分味わうよう指導する。5．ヨーロッパ音楽の音組織を、音楽教育の基礎として教える。 器楽教育 1．楽器によってさまざまな音色が発せられることに興味を持たせる。2．リズム教育を主とし、音楽の律動的秩序を感覚的にとらえさせる。 鑑賞教育 1．鑑賞教育においては、単に受身の態度で聞くだけでなく、その曲の中に没入してその曲を味わい、そこに含まれているさまざまな情緒に触れる。2．曲の理解には一定の解釈を強制すべきではなく、各人の個性的解釈を深めまた広めて行く。 創作教育 1．音楽の喜びを味わうことにより、児童に創造的な気分を持たせる。2．豊かな想像力を持たせる。3．創作教育はりっぱな作品を作ることを目的とするよりも、むしろ児童に創作の体験を味わわせることに重点を置くべきである。4．創作教育は全部の児童に強制すべきではないが、なるべく多くの児童に創作の体験を持たせるほうがよい。	・〈領域〉は「歌唱」「器楽」「鑑賞」「創作」の４つ。 ・調子：ハ長調を主体とし、これにト長調・ヘ長調をまじえる。但し、少数のやさしい変ロ長調・ニ長調をまじえることも可。 ・読譜能力を養うための方法として、音楽絵画も有効。 ・移動ドレミ唱法 ・歌唱教材：各月２曲、一学年22曲 ・歌唱／鑑賞教材ともにヨーロッパ音楽を中心とする。 ・楽譜に対する単語（五線やト音記号など）を少しずつ覚えさせる。 *・第五学年では長音階を多数とするも、短音階その他の音階も増加する。調子も、これまでのもののほかにイ長調・変ホ長調をまぜることもできる。*
昭和26年度	歌唱 1．歌唱の楽しさを味わわせる。2．たくさんの歌を歌わせたり聞かせたりすることによって、音楽的背景を豊かにする。3．歌唱の能力を伸ばす。4．フレーズに対する感覚を伸ばす。5．歌曲の感じを表現する能力を伸ばす。6．みんなでいつでも歌える歌曲の数を多くする。7．読譜や記譜に関する背景を豊かにし、準備を整える。8．省略 器楽 1．音楽的表現の手段として、リズム楽器を使用する能力を伸ばす。2．音楽会で演奏する能力を伸ばす。3．楽器の組合せをくふうする能力を伸ばす。4．よい習慣を養う。 鑑賞 1．よい音楽の鑑賞力を伸ばす。（2．3．省略）4．いろいろなリズム型に対する感覚と識別力とを伸ばす。（5．6．省略）7．見ても、音を聞いただけでも、何の楽器かわかる能力を伸ばす。（8．9．省略） 創造的表現 1．各人の解釈力を伸ばす。2．児童の生活をとりまく音楽的な音響やリズムに気づくようにする。3．新しいものを創造しようとする意欲と能力を伸ばす。 リズム反応 1．音楽によって目ざめた感情を、リズム活動で表現する能力を伸ばす。2．簡単なリズム型に対して反応する能力を伸ばす。3．拍子と速度を正しく守ってリズムバンドで演奏する能力を伸ばす。4．周囲で感じるリズムを模倣させる。5．音符および休符の長さに対して、身体的反応をする能力を伸ばす。	・〈領域〉は「歌唱」「器楽」「鑑賞」「創造的表現」「リズム反応」の５つ。 ・歌唱教材：年間16曲以上 ・階名模唱 ・旋律や和音の読譜と記譜能力を養う。 *・読譜指導において、６年を終るときには、シャープ・フラットおのおの三つずつ持つ調号の調子で、２・３・４・６拍子の簡単な旋律が、独力で視唱できることを目安に系統立てている。*
昭和33年度	(1) 音楽を聞くことに興味を持たせ、身体的反応を伴った鑑賞活動を通して、音楽的感覚の芽ばえを伸ばす。 (2) 聴唱法による歌い方に慣れさせ、基礎的な歌唱技能を身につけさせる。 (3) 身体の動きを通したリズム表現やリズム唱、階名唱などの活動を通し、感覚的な面から読譜能力の素地を養う。 (4) リズム楽器の奏法に慣れさせるとともに旋律楽器にも親しませ、リズム楽器による基礎的な合奏技能を身につけさせる。 (5) 即興的に音楽表現をすることに興味をもたせ、創造的に表現する能力の素地を養う。 (6) 愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい学校生活ができるようにする。	・〈領域〉は「鑑賞」「表現」の２つ（ただし、「表現」には歌唱・器楽・創作が小領域として置かれている）。 ・鑑賞教材３曲、歌唱教材３曲を、各学年の共通教材として示す。 ・歌唱教材：共通教材を含め、聴唱によって年間最低17曲 ・階名模唱／暗唱 ・絵譜を見ながら歌詞や階名で歌う。

昭和43年度	（1）鑑賞、歌唱、器楽、創作などの活動を通して、音楽的感覚の芽ばえをのばす。 （2）音楽を楽しく聞こうとする意識を育てるとともに、聞いたり演奏したりすることを通して、いろいろな楽器の音色や音楽の種類、演奏形態について興味と関心をもたせる。 （3）歌ったり楽器を演奏したりする楽しさを味わわせ、創造的に表現しようとする気持ちを育てるとともに、歌唱および器楽の基礎的技能を養う。 （4）即興的に音楽表現しようとする意欲を育てるとともに、そのための基礎的技能を養う。 （5）音楽に対する愛好心を育てるとともに、愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい生活ができるようにする。	・〈領域〉は「基礎」「鑑賞」「歌唱」「器楽」「創作」の５つ。 ・長/短調・日本旋法の旋律を聞き分ける。 ・長調のⅠ、Ⅴの和音を聞き分け、和声進行の聞き取りをする。 ・階名模唱／暗唱 ・絵譜を見ながら階名唱。 *・移動ド唱法を原則とする。* *・鑑賞教材：日本のわらべうた等含める。* *・「君が代」は各学年の発達段階に応じて指導する。→以後現在に至る*
昭和52年度	※学習指導要領全体のスリム化に伴い、簡潔な表現となる。 （1）音楽の美しさを感じ取らせるとともに，音楽についての興味や関心をもたせる。 （2）リズムの聴取や表現に重点を置いて，表現及び鑑賞の能力を養う。 （3）音楽経験を生かして，生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。	・〈領域〉は「表現」「鑑賞」の２つ。 ・歌唱教材：共通教材を含め単音の曲を年間 16 曲程度。 *・階名唱／移動ド唱法を原則とする。* *・視唱・視奏で取り扱う調の種類の削減。* *・取り扱う音符、記号等の数の削減。*
平成元年	（1）音楽の美しさを感じ取り，音楽に対する興味や関心をもつようにする。 （2）リズムの聴取と表現に重点を置いて，表現及び鑑賞の能力を育てる。 （3）音楽経験を生かして，生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。	・〈領域〉は「表現」「鑑賞」の２つ。 ・歌唱の共通教材：3 曲から 4 曲へ。教材は共通のそれを含め、年間 16 曲程度。 *・階名唱については移動ド唱法を原則とする。*
平成10年度	※学年目標を〔第１学年及び第２学年〕と、二学年まとめた形で示す。 （1）楽しい音楽活動を通して，音楽に対する興味・関心をもち，音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。 （2）リズムに重点を置いた活動を通して，基礎的な表現の能力を育て，音楽表現の楽しさに気付くようにする。 （3）音楽の楽しさを感じ取って聴き，様々な音楽に親しむようにする。	・〈領域〉は「表現」「鑑賞」の２つ。 ・歌唱教材：共通教材 4 曲以外の曲数を示さない。 ・鑑賞：共通教材を示さない。 *・階名唱については移動ド唱法を原則。* *・現在取り扱っているハ長調とイ短調、ヘ長調と二短調のうち、ヘ長調と二短調の視唱／視奏を削除。*
平成20年度	※学年目標を〔第１学年及び第２学年〕と、二学年まとめた形で示す。 （1）楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心をもち，音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。 （2）基礎的な表現の能力を育て，音楽表現の楽しさに気付くようにする。 （3）様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにする。	・〈領域〉は「表現」「鑑賞」の２つ。 ・歌唱教材：平成 10 年度と同。 ・鑑賞教材：平成 10 年度と同。 *・階名模唱法／適宜,移動ド唱法を用いる。* ・第一学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

減」となり、教材の曲数も減少傾向にある。

ただし、これらの学習指導要領が実際の教育現場でそのまま反映されていたとは限らないであろう。実際、昭和22年度と26年度に告示された両者には法的規範力を持たない「試案」という括弧書きが添えられているため、教科書検定においても厳格な規定が働いていたわけではないと思われる。ちなみに、昭和22年度の学習指導要領の中の「諸注意」という項目は、次のような書き出しで始まる。

> 本書は十分な資料と研究にもとづいて作られたものではなく、したがって不備な点、実情に即しない点が多くあることと思う。これを年々訂正し、本書を権威あるものとするためには、音楽教育の実際に当たっている教師の協力がぜひ必要である。そのためには各方面にわたっての調査や研究がなされ、これらの総合されることが大切である。

そして、「一つの標準を示した」としながらも、「本書は命令でも規則でもなく一つの手びきである」から、教師各自が受け持つ生徒に最も適した教育を実施すべきである、と結んでいる。

さらに興味深いのは、この指導要領の巻末に記載されている「参考書」の項目である。指導要領の作成にあたり参考にしたとされる書籍が117冊も記載されているが、その内訳を見ると、音楽理論・楽典・和声学・対位法・楽式作曲法・音楽史などの専門書が77冊、音楽教育論や指導書が20冊、発声法が5冊…といった具合に、音楽学に関する書籍が非常に高い割合を占めているのである。それらの著者は、田邊尚雄・堀内敬三・山田耕筰・信時潔・池内友次郎・小松清など、東京藝術大学の錚々たる教授陣が並んでいる。

これらのことから、おそらく昭和22年度の学習指導要領は、音楽芸術家を養成する専門家たちの主導によって作成されたのではないかと思われる。ちなみに、昭和26年度の学習指導要領には作成委員の氏名が記されており、21名のうち16名が小学校教諭（うち2名は小学校長）である。

第3章　学習指導要領と教科書の対照

前章の第3節で見てきた学習指導要領は、実際の教育現場においてそのすべてが反映されているとは必ずしも言えないことは先にも述べたとおりである。だが、その媒体として使用される教科書の存在は無視できない。前述したように、たとえ昭和22年度と26年度の学習指導要領には法的規範力がなかったとしても、文部大臣の検定を受けた教科書は指導要領に準拠したものであることに間違いはない。そこで、本章では第2章で扱った学習指導要領のうち、「目標」からさらに具体的な「内容（指導内容）」の項目に着目し、その詳細を明らかにしつつ、それに準拠した教科書を対照させながら教科書の内容を精査していくこととする。

3－1：学習指導要領における小学校第1学年の「内容」

本節では、戦後初めて示された昭和22年度の学習指導要領と、それからおよそ半世紀を経て告示された平成10年度のそれを扱いながら、各々の内容を考察する。両者の要点を端的に比較するために、それぞれの「内容（指導内容）」に該当する部分を抜粋してまとめたものが表5である（表中の下線筆者）。

ここで、平成10年度の学習指導要領の特徴を加筆しておくと、いわゆる「ゆとり教育」の実質的な開始に伴い全面改正が施されている。1972（昭和47）年に日本教職員協会が提起した「ゆとりある教育」は、昭和52年度以降の学習指導要領にも「学習内容や授業時数の削減」として反映されてきたが、平成10年度のそれでは「完全学校5日制」の実施を受け、「学習内容／授業時数の削減」がさらに推し進められている。こうした背景をふまえ、表5における両者の違いを以下に挙げてみる。

①とりわけ際立った違いの一つが文書の量である。昭和22年度の指導要領は、特徴的な項目を抜粋しまとめた上で、さらに各項目に続く（項目文についての）［説明］の部分の大半を割愛したために、実際には表5をはるかに上回った内容が盛り込まれている。対する平成10年度のそれは、表5に表記したものが該当する箇所のすべてである。

②昭和22年度の方にはどの領域にもヨーロッパ音楽の基礎知識を習得させるための楽典的な専門語彙が散見されるが、平成10年度の方ではそれらはほとんど一蹴され、代わりに「楽曲の気分や音楽を特徴付けている要素を感じ取って」「情景や気持ちを想像して」といった情意的な側面に重点を置く傾向が見られる。

③これまで一学年ずつに分けて書かれていた教科の目標や内容（指導内容）が、平成10年度では二学年まとめて表記されている（平成元年の学習指導要領より改訂）。つまり、二年間の指導の中でゆとりのある音楽活動を展開できるようにすることがその理由である。

④「音符や休符及び記号など知識理解に関する内容については全学年を通じて弾力的な取扱いができるようにする」[6] と述べた教育課程審議会の〈答申〉を受けて、これまで学年ごとに指導すべき内容として挙げられていた項目が、平成10年度では著しく減少している。例えば、第一学年で言うならば、調性の習得がそれである。昭和22年度ではハ長調・ト長調・ヘ長調の他にニ長調・変ロ長調も含め5つの調性を取り扱うようにあるが、平成10年度では調性に関しては一切言及されていない（ハ長調とイ短調の視唱や視奏の内容を、小学校の中学年と高学年の4年間で理解できるように習得学年を移行させたため）。

⑤歌唱、器楽、鑑賞の教材については、学校や児童の実態等に応じて弾力的な指導が行われるようにするため、平成10年度では年間に取り扱う曲数を示さないようになった。

3－2：教科書の実態

それでは前節で比較した両年代の「内容（指導内容）」を、実際の教科書で確認してみよう。ここで取り上げるのは、前節で比較した昭和22年度と平成10年度の学習指導要領にそれぞれ準拠した教科書である（前者は昭和24年～27年、後者は平成14年以降に発行）。

1）昭和22年度の学習指導要領（試案）に準拠した教科書

戦後初の学習指導要領を受け、小学校の教科書が最初に発行されたのは昭和24年使用のもので、「音楽」においては二葉図書・日本教育図書・全音楽譜出版社・教育出版（第一学年は翌昭和25年度から出版）の4社がその先陣を切り、昭和26年度には中教出版・春陽堂・学校図書・教育芸術社などがこれに続いた（表2参照）。そこで、考察の対象して主に参照する教科書は、以下の4種とする。

ⓐ二葉図書『おんがくのほん 一』：梁田貞ほか
ⓑ日本教育図書『たのしいおんがく 一ねん』：井上武士ほか
ⓒ全音楽譜出版『しょうがくおんがく 一ねんせい』：佐々木英・黒沢隆朝
ⓓ教育出版『てをうちながら』：平尾貴四男ほか
＊教科書の判型はすべてA5で、ⓒ以外はすべて横長

2）平成10年度の学習指導要領に準拠した教科書

平成10年度の指導要領に準拠した教科書は、既述したとおり教育芸術社・教育出版社・東京書籍の3社であるが、ここでは発行部数の上位を長く占めてきた教科書界を代表する2社、教育芸術社と教育出版社のそれを取り扱う。

Ⓐ教育芸術社『小学生のおんがく1』：畑中良輔・小原光一ほか
Ⓑ教育出版『小学音楽 おんがくのおくりもの1』：三善晃監修ほか
＊教科書の判型はすべてB5

表5　学習指導要領（昭和22年度と平成10年度の比較）

昭和22年度（第一学年）	領域		平成10年度（第一学年及び第二学年）
一　指導目標 1．音楽の喜びを味わうことを主眼とし、音楽を通して気持を開放するとともに、これを心の糧とする。 2．リズム教育を主とし、音楽の律動的秩序を感覚的、運動的にとらえさせる。 3．音程の正しい感得を行わせる。 5．ヨーロッパ音楽の音組織を、音楽教育の基礎として教える。 二　児童の生理的心理的段階、教材選択の基準、指導法 2．音域は次の標準による。 3．第一学年の児童は感覚的、運動的な発達段階にあるから、比較的テンポの速い軽快な律動的な音楽及び単純な旋律による音楽を教える。 4．拍子は四分の二、四分の三、四分の四などの単純なものを選ぶ。〔中略〕また二拍子系から三拍子系に及んで行くことも自然な経路であろう。 5．符点音符及び三種類以上の異なる種類の音符の混合はできるだけ避ける。 6．目標にもとづき音階は長音階を主とする。 7．児童の知能的段階を考慮し、調子はハ長調・ト長調・ヘ長調を主体とし、ニ長調・変ロ長調をこれにまじえることができる。 12．聴唱を主体とするが、自然のうちに楽譜に親しむようにつとめる。 低学年においては音楽を耳から入れることは大切である。しかし、これと同時に楽譜をしっかり覚えることも極めて大切な技術であるから、最初から楽譜に親しませるべきで、そのためには音楽絵画のような方法も有効である。〔中略〕なお聴唱を主体とする時にはリズム・音程などが不正確になる危険があるから、教師は歌を正しく教えることに最大の注意と努力を払うべきである。	歌唱 教育	表現	（1）音楽を聴いて演奏できるようにする。 ア　範唱や範奏を聴いて演奏すること。 イ　階名で模唱や暗唱をしたり、リズム譜に親しんだりすること。 （2）楽曲の気分や音楽を特徴付けている要素を感じ取って、工夫して表現できるようにする。 ア　歌詞の表す情景や気持ちを想像して表現すること。 イ　拍の流れやフレーズを感じ取って、演奏したり身体表現したりすること。 ウ　互いの歌声や楽器の音、演奏の響きを聴いて演奏すること。 （3）歌い方や楽器の演奏の仕方を身に付けるようにする。 ア　自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 イ　身近な楽器に親しみ、簡単なリズムや旋律を演奏すること。 (4)音楽をつくって表現できるようにする。 ア　リズム遊びやふし遊びなどを楽しみ、簡単なリズムをつくって表現すること。 イ　即興的に音を探して表現し、音遊びを楽しむこと。 （4）表現教材は次に示すものを取り扱う。 ア　主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の３曲を含めて、斉唱及び輪唱で歌う楽曲 イ　主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含めて、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた楽曲 ウ　共通教材 〔第１学年〕「うみ」「かたつむり」「日のまる」「ひらいたひらいた」 〔第２学年〕　省略
二　児童の生理的心理的段階、教材選択の基準、指導法 3．〔前略〕リズムの演奏は正確に行うことが大切で、特に強拍と弱拍の秩序をとらえさせなければならない。	器楽 教育		
二　児童の生理的心理的段階、教材選択の基準、指導法 1．歌唱教育の二の３と同じく比較的テンポの速い軽快なリズムカルな音楽及び単純な明るい旋律を持つ音楽を聞かせる。 4．歌唱教育の目的５によりヨーロッパ音楽を中心とする。	鑑賞 教育	鑑賞	（2）鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア　我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など身体反応の快さを感じ取りやすい音楽、日常の生活に関連して情景を思い浮かべやすい楽曲
二　児童の生理的心理的段階、教材選択の基準、指導法 3．楽譜についての知識は作曲の基礎であるから、楽譜についての単語（例えば五線・ト音記号等）を少しずつ覚えさせる。創作を表現するためには楽譜に対する知識が必要であるから、低学年では楽譜に対する知識を系統的に与えず、断片的な形でこれに親しませるように指導することが大切である。	創作 教育		

1）と2）をそれぞれ学習指導要領と対照させながら、①目次　②楽典に関する事項　③階名唱法（移動ド唱法）の項目に焦点を当て、比較・考察を行っていく。

①目次

1）昭和20年代における学習指導要領では、とりわけ歌唱教育に力点を置いていたため、目次に挙げられている大半は歌唱曲である。曲数は22～28曲程度が収録されているが、4社に共通する曲は2曲程度で、それ以外はすべて出版社によって異なる。一例として、教育出版のⓓの目次に収録されている曲を示しておこう（1,2,7,18は文部省唱歌）。

1	むすんで ひらいて	12	あり
2	ちょう ちょう	13	からすの やおや
3	くつが なる	14	おもちゃの きしゃ
4	ちゅうりっぷ	15	あられ
5	かえる	16	もちつき
6	あめふり	17	おかしの くに
7	日のまる	18	すずめの おやど
8	みつばち	19	ゆきだるま
9	おうま	20	ふえと たいこ
10	ゆうやけ こやけ	21	なかよし
11	おまつり	22	もう じき 二年生

2）昭和50年代より教科書は絵や写真が豊富に挿入され（平成時代の教科書になると、絵や写真が主体でその合間に楽譜が挿入されている）、まるで図鑑のような体裁となる。1）で例に挙げた教育出版がⓓのおよそ半世紀後に出版したⒷを見てみると、収録総曲数は34曲で盛り沢山の印象がある（ただし、文部省唱歌やわらべうたをまとめた巻末の6曲は歌詞が縦書きに掲載されているのみで、五線譜による楽譜はない）。曲目はすべて歌唱曲であるが、前述のⓓに収録されていた22曲は一曲も含まれていなかった。また、純粋に歌唱するだけではなく、手遊びや音遊びやリズム遊びの要素を多々取り入れていた構成になっている。

②楽典に関する事項

（ア）五線譜、音楽絵画（絵譜）

1）前節ですでに触れたように、昭和22年度の指導要領では第一学年より読譜能力をはじめとする音楽の基礎知識の習得を促す文言が散見される。こうした傾向を受けて、実際の教科書においてもとりわけ読譜能力の習得に力点を置き、各出版社ともに工夫を凝らした解説を施している。例えば、五線譜における音高の秩序を理解させるために、二葉図書のⓐは図2のような頁を挟み、「ゆびが のびて 五せんに なりました　おはじきを ならべて せんや まや いろいろの おとを おぼえましょう」と添えている（「せん[線]や　ま[間]や　いろいろの　おと」とは、五線譜の線上にある音と、線の間にある音を意味している）[7]。左手を五線譜に見立てて音名を覚えさせる方法は他に、昭和28年発行の『おんがく』（学校図書）でも見られる（図3）[8]。

こうした音高の秩序に関する内容で、最も特徴的なのが「音楽絵画」と呼ばれるものである（「絵譜」「音図」と呼ばれることもある）。これは、五線譜上に音符や休符を記譜する代わりに、図柄や絵でそれを表した楽譜で、日本教育図書のⓑにおける巻頭頁には教師へ向けた解説文に次のように書かれている。

> 特に本学年では数曲を選んで、旋律の高低を五線上の図柄によって示すこととした。なかにも「はとぽっぽ」「おつきさま」の二曲で用いた一種の音図は、楽譜を教える準備的な指導法として、わが國ではじめて紹介される新しいものである。

文中に出てくる「おつきさま」の音図が譜例1である（黒い太線の横の長さが音価を表し、長いものから順に、四分音符、符点八分音符、八分音符、十六分音符の4種類を示している）[9]。また、譜例2で示すような絵譜もあり、ここではうさぎの大きさによって音価の違いを表している[10]。さらには、五線譜を用いずに音高を表した図4のようなものもある[11]。

2）こうした「音楽絵画」／「絵譜」を用いた音高秩序、および音価に関する指導は、第2章で紹介した第一学年における学習指導要領の変遷（表4）の中では、昭和43年度までそれを推奨する文言が見られるが、教科書においてそれらが掲載されていたのは昭和30年代頃までだったようである。

（イ）音符・休符の名称と長さ

1）音符や休符の名称など読譜のための基礎知識に関する記述は、大半の教科書で取り扱われている。とりわけ興味

図２

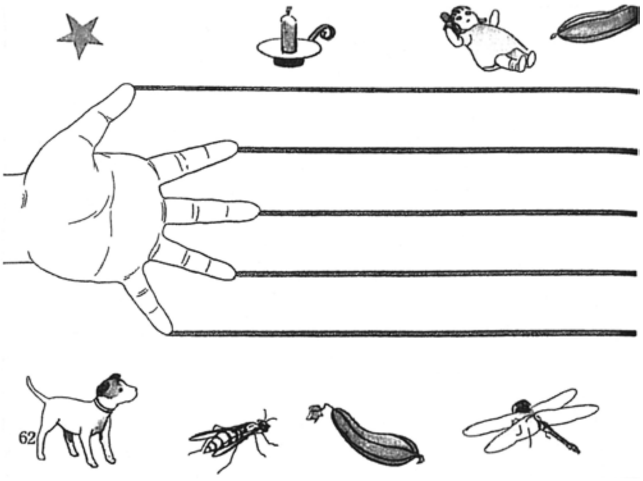

図３

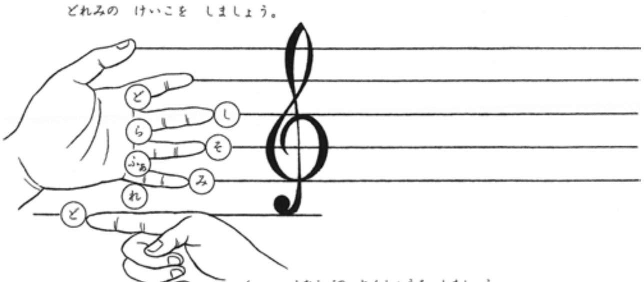

譜例 1

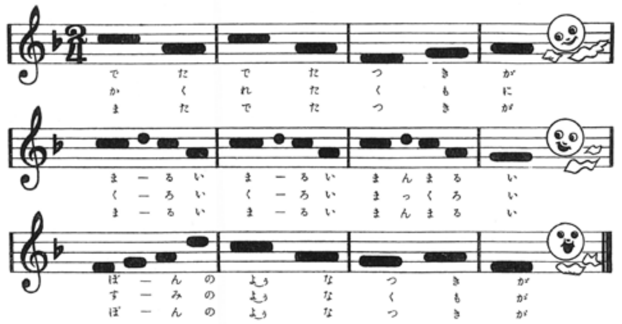

譜例 2

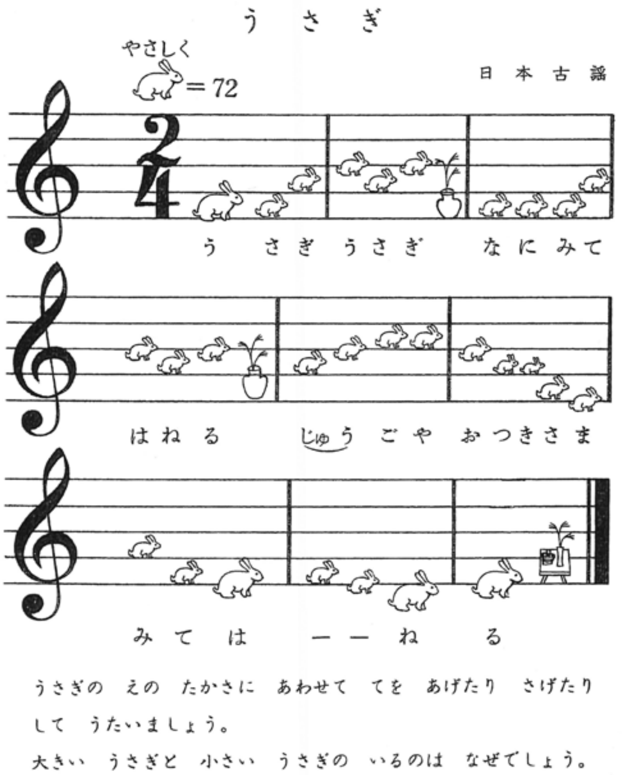

図 4

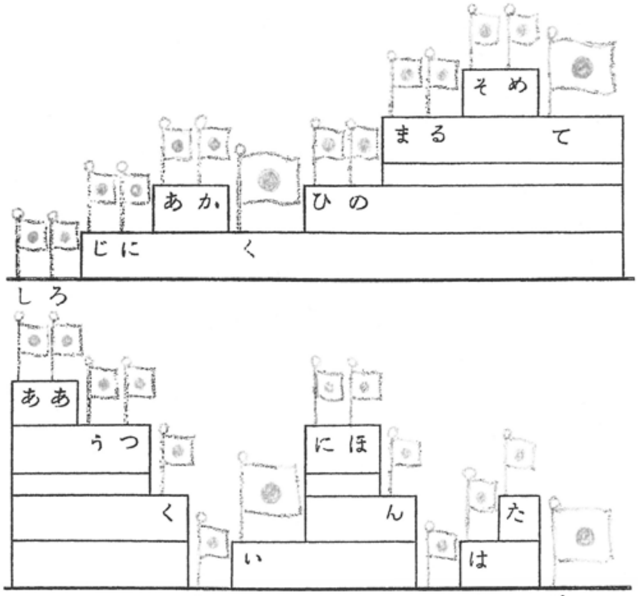

深いのは、この時代のいくつかの教科書に共通して見られる特有の名称である。例えば、二葉図書のⓐと全音楽譜出版のⓒでは、四分音符を「一うちのおんぷ」、四分休符を「一うちのやすみ」、八分音符を「はんうちのおんぷ」、八分休符を「はんうちのやすみ」と説明している。他に、中教出版の『小学校用おんがく一』[12]や学校図書の『わたくしたちのおんがく1』[13]にも同様の表記が見られる。この呼び名がどのような経緯で定着し、またいつ消滅したのか定かではないが、昭和30年発行の中教出版による『小学校用おんがく 改訂版 一』（昭和30～35年度使用）にも同様の表記が記載されていることから、少なくとも昭和30年代はじめまではいくつかの教科書でこの呼び名が採用されていたようだ。

2)1）で述べてきた読譜に関する楽典事項は、Ⓐと Ⓑの両教科書においては一切扱われていない。おそらく、平成10年度の学習指導要領に準拠した結果、それらは削除されたと思われる。

（ウ）拍子とリズム

1）全音楽譜出版ⓒには、打楽器で拍子を習得させる頁がある。例えば二拍子では、四分の二拍子であることをあらかじめ周知させた上で、リズム打ちの練習をさせるというものだ（譜例3)。ここでは、「たん」「たた」「とん」を単に組み合わせるだけではなく、それぞれを四分音符・八分音符・四分休符に対応させることによって、各音符や休符の持つ長さの概念を理解させることが意図されていたと考えられる。

2）Ⓐ・Ⓑ両教科書にも同様の頁がある。《ぶん ぶん ぶん》の曲を使い、Ⓐは「たんと たたの リズムであそびましょう」(図5)、Ⓑは「たん うんの リズムであそぼう」(図6)というテーマに基づいて、それぞれリズムあそびをさせようとするものだ。一見、1）で例に挙げた譜例3と似ているように思える。ところが、図5と図6では、「たん」の箇所で手拍子をさせるものの、それが四分音符に該当する長さであることには言及していないため（四分音符という名称も出てこない)、手拍子が何を意味するのか明確にはされていない。また、Ⓐでは「たん」と「たた」の二つの表記によって、四分音符と八分音符の二種のリズムが感じられるようになっているが、Ⓑは四分音符のみの表記に留まっている。つまり、Ⓐ・Ⓑの両教科書においては、1）のように音符の名称（意味）とその音価を結び付ける概念を育てることで読譜力を習得させることが必ずしも第一の目的ではないことが読み取れる。

③階名唱法／移動ド唱法

　階名唱法、すなわち主音に対する相対的な高さを表す階名を用いる唱法（主音を常にドとするため、音階すべてを「ドレミ・・」で読ませることから「ドレミ唱法」とも言う）は、昭和22年度当初から最新の平成20年度に至るまで、学習指導要領では一貫して推奨されてきた歌唱法であり、我が国の学校音楽科教育においては主流となっている。

譜例3

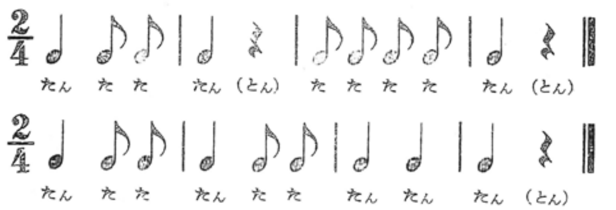

図5

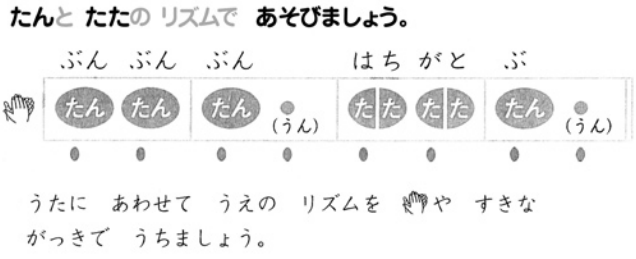

図6

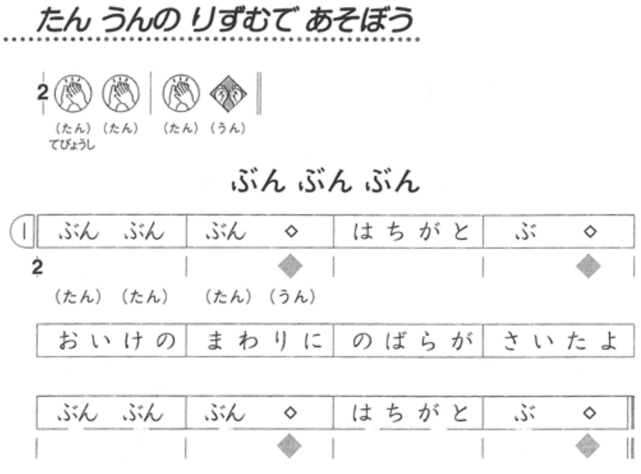

1）全音楽譜出版のⓒでは、ヘ長調の音階を階名で表記しており（譜例4）[14]、譜例5のヘ長調による《ぶん ぶん ぶん》の曲も階名唱法が出来るように示されている[15]。他に、時代は下るが昭和30年発行の『しょうがっこうおんがく1ねん』（学校図書）においても、ト長調の《さようなら》が絵譜によって階名表記されている（譜例6）[16]。しかしながら、筆者の調べた限りでは階名唱法を示している教科書はこの2社に限り、2）におけるⒶ・Ⓑの両教科書にもそれは見られない。

譜例4

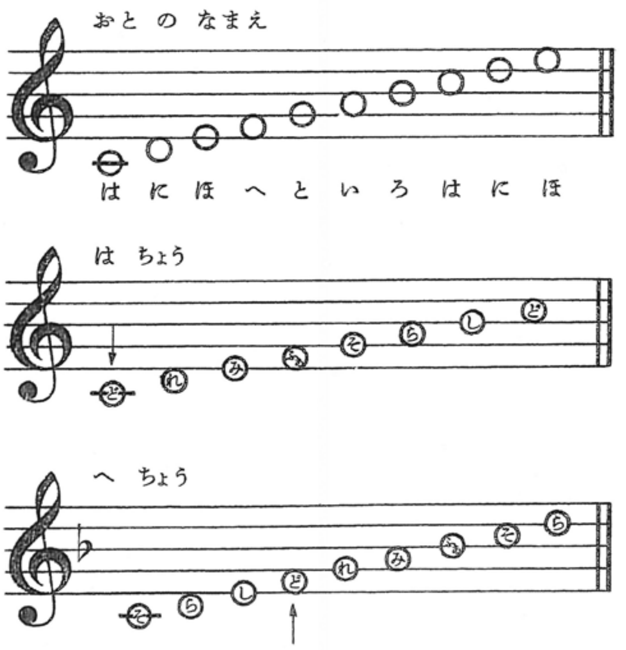

譜例5

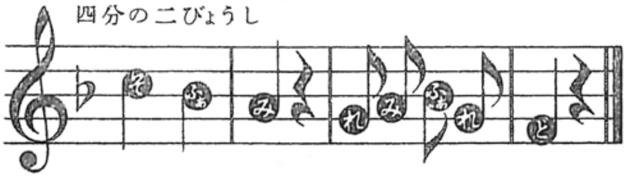

譜例6

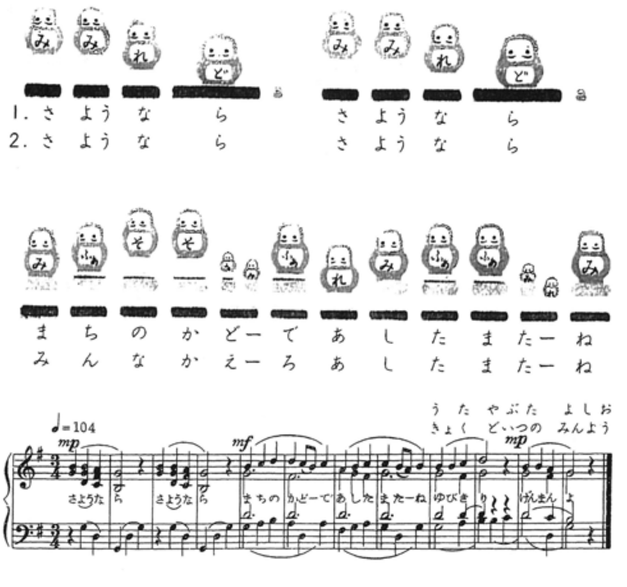

おわりに

本論では戦後に発行された小学校「音楽」の教科書とその発行者、およびそれらの発行状況を辿ることで教科書の歴史を追ってみた。また、教科書の著作／編集にあたり、その使用可否を検定する要素である学習指導要領にも着目し、それに準拠した教科書とを対照させながら、約半世紀にわたる小学校の音楽教育の変遷について考察を試みた。

本研究を通して、各年代に変化を遂げた学習指導要領は、それらに準拠した教科書においてもそれが概ね反映されていたことが確認された。なかでも注目すべき事柄は、時代が下るにつれ、学習指導要領の指導内容が大幅に削減されたことに伴い、現在の教科書においては読譜力をはじめとする音楽の基礎知識に関わる事項が著しく削除されていることが明らかになった点である。これは一見、「学習量の減少」と見えよう。だが、第3章で考察した平成10年度の学習指導要領では、例えばそれまで指定していた歌唱教材の曲数や鑑賞曲の共通教材を示さなくなった背景には、「各

学校が子どもたちの実態に応じて教材を厳選するよう」、あるいは「各学校が創意工夫ある指導を進め、学校や児童の実態等に応じて多様な楽曲から選択できるよう」と唱えた、教育課程審議会の〈答申〉があった。つまり、各学校や教員たちの采配に任せ、マニュアルを設けずに「フリーの部分を多くした」ということは、彼らの力量がこれまで以上に問われるような時代が到来したとも言えよう。このことは、今後の音楽科教育の在りように求められるのは何より、教師自身の多様な音楽実践能力であることを示唆しているように思われる。

注

1) 日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』、平凡社、247頁。
2) 学習指導要領を対照させながら小学校の鑑賞教材を中心とした戦後教科書の変遷についてまとめた研究として、髙旗健次・高田明日香の「義務教育における戦後音楽科教科書の変遷に関する分析的考察(1) ～小学校の鑑賞教材を中心として～」(『島根大学教育臨床総合研究6』、2007年、95-110頁）がある。
3) 小学校の音楽における教科名につき、かつては「音楽科」とされていた時代もあったが（昭和27～45年)、昭和46年以降は「音楽」として今日に至っているため、本論では「音楽」として表記する（『教科書発行状況一覧－昭和22年以降－』(平成7年度文部省科学研究費補助)「教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究」研究代表者：中村紀久二、教科書研究センター、1996年、33頁参照)。
4) 教科書の検定制度が導入されたのは昭和33年以降であり、当初の検定は3年毎に部分改訂によって行われていたが、平成元年以降それは4年毎の全面改定となった。
5) 昭和43年度から46年度までの空白期間は、おそらく教科書の検定申請が行われなかった、すなわち3年間同じ教科書が使用されたために省略されたものと思われる。
6) 金本正武編著『改訂 小学校学習指導要領の展開　音楽科編』、明治図書出版、1999年、15頁。
7) 『おんがくのほん 一』、二葉図書、昭和23(1948)年、62-63頁。
8) 『おんがく』、学校図書、昭和28(1953)年、頁無し巻末。
9) 『たのしいおんがく 一ねん』、日本教育図書、昭和23(1948)年、21頁。
10) 『わたくしたちのおんがく1』、学校図書、昭和26(1951)年、33頁。
11) 『しょうがくおんがく 一ねんせい』、全音楽譜出版、昭和23(1948)年、7頁。
12) 『小学校用おんがく一』、中教出版、昭和25(1950)年、18頁。さらに、同書の59頁には「二分音符は二うちおんぷです。符点二分音符は三うちおんぷです。」と記述されている。
13) 『わたくしたちのおんがく1』、学校図書、昭和28(1953)年、21頁。
14) 『しょうがくおんがく 一ねんせい』、全音楽譜出版、昭和23(1948)年、28頁。
15) 前掲書7)、16頁。
16) 『しょうがっこうおんがく1ねん』、学校図書、昭和30(1955)年、46-47頁。